

一般事業主行動計画策定・変更届

(女性活躍推進法)

令和4年2月15日

株式会社 氷見工業所

代表取締役 氷見 文男

目 的

女性が活躍できる労働環境づくりを進めると同時に、すべての従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きがいのある環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

— 記 —

1. 計画期間 令和4年 3月 1日 ～ 令和6年12月31日

2. 計画内容

目 標 計画期間内に年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間7日以上取得する。

3. 対 策

令和4年3月～ 行動計画の全従業員へ周知する
令和4年4月～ 年次有給休暇取得状況について実態を把握する
令和4年5月～ 社内で取得促進策の検討を開始する
令和4年6月～ 計画的な取得に向けた社内PRを実施する
令和4年7月～ 取得状況をチェックする
令和4年8月～ 休暇未取得者に対するフォローを開始する

上記対策をローリングしながら、計画的な休暇取得の定着を図り、目標達成を目指していく。